

令和5年度三重U・Iインターンシップ推進事業業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本事業は、県内企業が実施しようとする一定の基準を満たしたインターンシップ（以下、「インターンシップ」）プログラムの作成および学生等の募集、受入企業への支援を行うとともに、実施したインターンシップの事例報告会を開催し、県内企業のインターンシップに対する課題等を共有することで、インターンシップの質の向上と学生等の県内への就職意識の向上をはかり、U・Iターン就職の促進を目的とする。

2 企画提案コンペを行う目的

事業を実施するにあたり、学生等と中小企業等との相互理解や地元企業への就職意識の向上を図り、若者の県内企業への就職・定着を促進するための必要な業務を委託できる最適な事業者を選定するため。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和5年度三重U・Iインターンシップ推進事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月22日（金）まで
- (3) 業務内容 別添「令和5年度三重U・Iインターンシップ推進事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託上限額

契約上限額は2,211,638円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止要領により資格（指名）停止を受けている期間

中でない者であること。

- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請によりすみやかに対処できる者であること。

6 提出書類、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵便又は信書便等により提出してください。（郵便等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

提出期限：令和5年5月11日（木）正午まで

提出先：下記22に記載する連絡先

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式） 1部
※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。
- (2) 登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し 1部
- (3) 身分証明書（個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可）
. 1部
- (4) 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書
（個人の場合。写し可） 1部

7 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵便又は信書便等により提出してください。（郵便等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

提出期限：令和5年5月16日（火）17時まで

提出先：下記22に記載する連絡先

- (1) 企画提案書（仕様書に沿って作成すること。A4で20枚以内） 10部
原則A4版で、長辺側を綴じてください。様式は自由とします。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案を企画書にまとめるとともに業務実施スケジュール（工程表）や業務体制を記載して提出してください。

また、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付して下さい。

(2) 経費見積書・・ 10部

8 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「三重U・I インターンシップ推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。なお、選定委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 第1次審査の実施（適否評価）の実施

実施日時 令和5年5月17日（水）

（ただし申し込み数が少ない場合は、第1次審査を省略することがあります。）

(2) 第2次審査の実施（プレゼンテーション審査）の実施

実施日時 令和5年5月24日（水）予定

9 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へ企画提案資料記載の連絡先へファクシミリ又は電子メールにて連絡します。

なお、状況に応じて、オンラインによる開催となる場合もあります。

(1) 日時：令和5年5月24日（水）予定

(2) 場所：三重県吉田山会館204会議室（津市栄町1丁目891番地）（予定）

10 最優秀提案の選定方法

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

(1) 目的適合性：委託目的と提案内容が合致し、目的達成に効果が高い内容であるか

(2) 企画性：提案内容は、専門性を生かしたインターンシッププログラムの支援の方法

等、インターンシップの推進等に結びつくような具体的な内容であるか

- (3) 計画性：実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか
- (4) 意欲・創意工夫：業務の実施に対する意欲や独自の工夫がみられるか
- (5) 経済性：事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか

1.1 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して電子メールにて令和5年5月26日（金）に通知します。

1.2 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(税務署発行)の写し・・・1部
- (2) 「納税確認書」(県税事務所発行)の写し（三重県内に本支店又は営業所等がある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (3) 契約実績証明書（第3号様式）

※(1)、(2)にあたっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書（第4号様式）を提出すること。

1.3 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限：令和5年5月9日（火）正午まで（必着）
- (2) 質問の方法：持参、ファクシミリ、電子メール（ファクシミリ、電子メールの場合は電話にて着信の確認を行ってください。）なお、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記して下さい。
- (3) 質問に対する回答：令和5年5月10日（水）17時までに電子メール、ファクシミリ等のいずれかにより回答するとともに、本企画提案コンペ公告（本HP）にて掲載します。

1.4 委託契約締結に関する事項

- (1) 最優秀提案事業者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結しま

す。

(2) 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。

(3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(5) 契約は、三重県雇用経済部において行います。

1.5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

(1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

(2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合には、前金払いをすることができることとします。

1.7 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

18 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければなりません。
- (2) 個人情報保護法第66条2項及び第67条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意してください。

19 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

20 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等によるによる不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

21 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (3) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。

- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (5) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとしします。
- (6) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとしします。
- (7) その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとしします。
- (8) 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとしします。

2.2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 担当：富村

TEL : 059-224-2465 FAX : 059-224-3024 E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp